

国交省が行う「脳検診普及に向けたモデル事業」の追加募集について

国交省では、令和3年1月4日に発生したタクシーの死傷事故(くも膜下出血を起こしたことに伴う健康起因事故の疑いがある事故)を受け、「脳検診普及に向けたモデル事業」の追加募集を行うことといたしました。

この事業に参加を希望する会員は、別記「追加募集のお知らせ」及び「調査協力事業者の選定基準及び情報提供内容」を熟読のうえ、県ト協までご連絡ください。

国土交通省が行う「脳健診普及に向けたモデル事業における調査」
追加募集のお知らせ

会員事業者 殿

(公社) 全日本トラック協会

平素は当協会の業務運営にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、国土交通省では、1月4日、東京都渋谷区の国道20号（甲州街道）の交差点で発生したタクシーの死傷事故を受け、今般、「脳健診普及に向けたモデル事業における調査」の参加事業者の追加募集を行うことになりました。

国土交通省では、疾病の早期発見に有効なスクリーニング検査（脳健診）を受診することを推奨し、脳健診の普及を図るため本調査を平成30年度より実施しています。

つきましては、参加を希望される事業者様は、所属する都道府県トラック協会の担当者までご連絡をお願いいたします。

なお、本調査の参加にあたっては、受診結果の情報提供等の条件があります。

また、脳健診の受診対象はドライバーのみで、令和3年3月末までに脳健診（頭部MRI・MRA検査を含むもの）を受診させた事業者に対し、受診1名あたり5,000円の協力が国土交通省より支払われます（脳健診受診費用は2万円～3万円程度）。

1月4日に発生したタクシー事故の概要

1月4日、東京都渋谷区の国道20号（甲州街道）の交差点で発生したタクシーの事故は、歩行者1名が死亡し、5名が重軽傷を負った痛ましい事故でした。現時点において事故原因は特定されていませんが、当該事故は運転者がかも膜下出血を起こしたことに伴う健康起因事故の疑いがあります。

【参考】脳神経外科の専門家からのコメント

今回の事故原因が、くも膜下出血であれば、他の脳卒中（脳梗塞、脳出血）と異なり、事前の脳健診でその原因となる脳動脈瘤の存在が診断できた可能性が高く、脳健診を施行していれば予防可能であったと思われ、逆に、脳動脈瘤によるくも膜下出血は、高血圧の管理等の一般の健診事項では、完全に防ぐことが出来ません。また、くも膜下出血の好発年齢は、40～65才と他の脳卒中と比べて、より若年者から発症する事が特徴であり、若年者（できれば40代）からの脳健診による、動脈瘤の発見が重要です。冬期、季節の変わり目は、脳卒中の発症が増えますので、血圧の管理等は、全ての脳卒中に必要です。

◆お申込先

所属する都道府県トラック協会 脳健診普及モデル事業担当者 あて

◆本件の内容に関する問い合わせ先

(公社) 全日本トラック協会 交通・環境部 大西・橋本
電話 03-3354-1045

調査協力事業者の選定基準及び情報提供内容

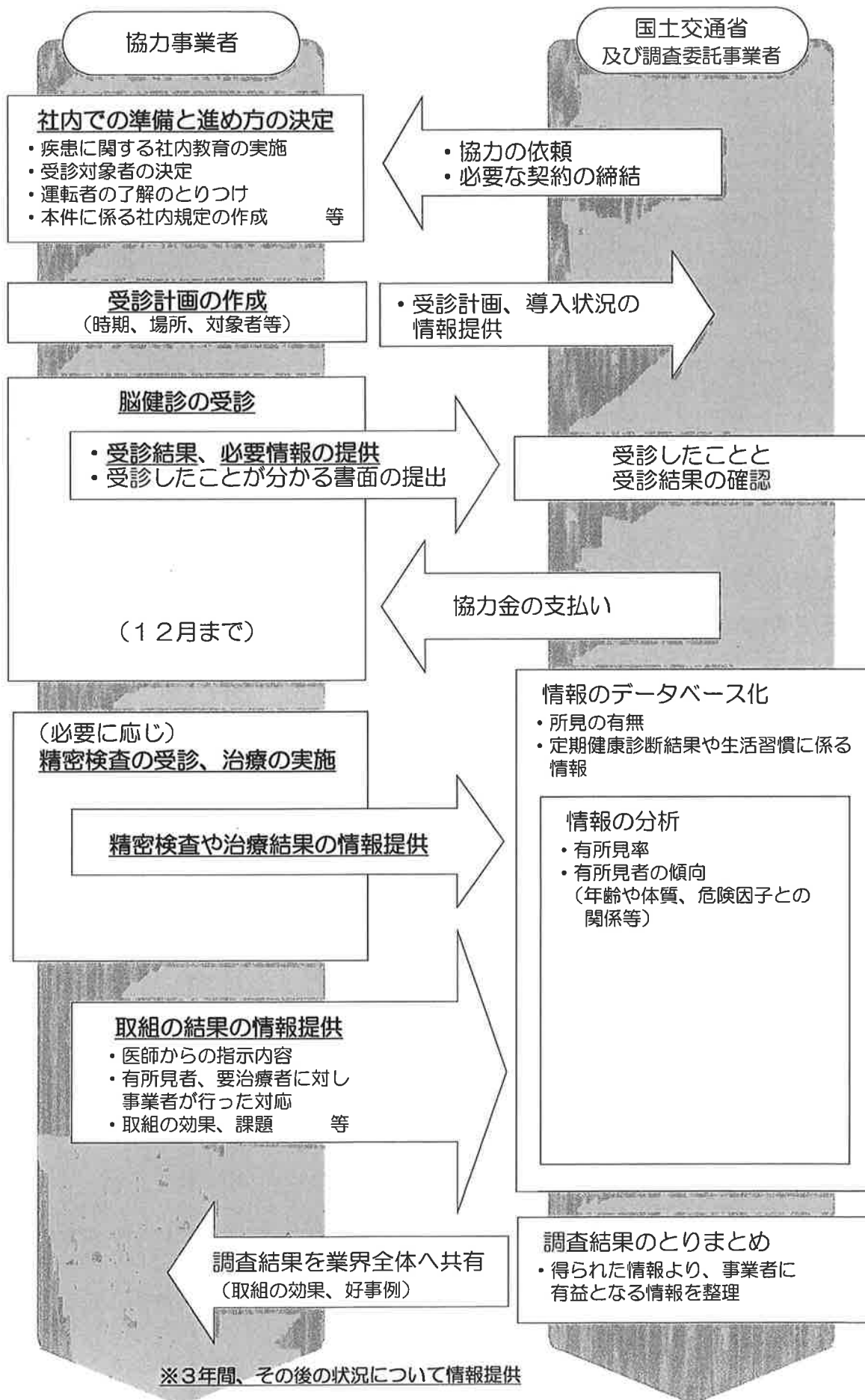
1. 調査協力事業者の選定基準

- ①一般旅客自動車運送事業者又は一般貨物自動車運送事業者であること。
- ②2020年中に、原則10名以上の運転者に対し、脳健診※を受診させること。
なお、調査対象運転者数の上限は、1事業者当たり300名。
※受診項目に「頭部MRI・MRA検査」を含むこと。
- ③本事業により脳健診受診を開始する事業者が望ましいが、既に脳健診受診を開始している事業者も可。
- ④事業者については、昨年度実施している事業者でも、受診者が異なれば可。
- ⑤3年間（2022年度まで）、受診運転者のその後の状況（勤務状況、事故発生の有無や治療状況等）について情報提供を頂くなど、調査に協力できること。
- ⑥下記「2.」の各内容について、国土交通省（同省が調査を委託する事業者を含む。）に情報提供すること（情報提供の具体的な方法及び時期については別途依頼。）。
- ⑦国土交通省により本事業の調査結果が公表されることについて了承できること（事業者名、個人名ともに判別できない形での公表）。
- ⑧脳健診受診に取り組む意欲が強いと認められる事業者を優先して選定。
例：多くの運転者を受診させる計画や、当モデル事業終了後も、長期的に運転者を受診させていく計画を策定

2. ご協力頂く情報提供

- ①脳健診受診に係るこれまでの取組及び今後の受診の計画について
- ②脳健診の受診結果（受診時期、所見の有無・程度、医師からの指示等）
- ③脳健診を受診した者のうち、「所見あり（要精密検査・要治療）」の者に対しては、以下の事項（脳健診受診から3年間）
 - ア受診対象者の定期健康診断結果の情報の一部（身長、体重、血圧、コレステロール値等）及び疾病や生活習慣に係る情報（糖尿病や脂質異常症等の病歴の有無及び程度、喫煙や飲酒の有無及び程度、脳血管疾患の家族歴の有無等）
 - イ精密検査の受診状況及びその結果
 - ウ要治療となった運転者については、その後の治療の状況及びその結果
 - エ精密検査及び治療のそれぞれの段階における、医師からの指示（所見）の内容
 - オ事業者が行った対応（配置転換等）
- ④受診対象者の脳健診受診から3年間（2022年度まで）、脳血管疾患の発症の有無、勤務制限状況及び脳血管疾患に起因する事故の発生の有無（有の場合はその事故の内容を含む。）
- ⑤取組を実施したことによる事業者における効果や事業者の意識の変化、実施する上での課題

モデル事業実施の流れ



【別添様式】

令和2年度 脳健診普及に向けたモデル事業 協力事業者

管理番号	都道府県	事業者名	代表者		郵便番号	所在地	受診予定人数	本モデル事業にかかると担当者					
			お役職	お名前				お役職	お名前	電話番号	電子メール		
						合計	0						